

## 第3章 消防用設備等の技術基準

### 第1節 総論

#### 第1 着工届、設置届等の添付図書等

##### 1 着工届

- (1) 消防法第17条の14の規定に基づく消防用設備等の着工の届（以下「着工届」という。）の添付書類及び記載要領については、別表第1-1によること。
- (2) 届出及び添付図書は、次によること。
- ア 届出は、防火対象物ごとに、原則として消火設備、警報設備又は避難設備ごとを一括して届け出るものであること。
- イ 消防同意時に消防用設備等の設計に関する図書が提出され、着工届の時点で設計内容に変更がなければ、そのまま活用できるものは、当該図書を添付図書として用いることができる。
- (3) 法第17条の14に定める工事に着工しようとする日とは、次によるものであること。
- ア 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧等消火設備、不活性ガス消火設備及び屋外消火栓設備については、各設備の配管（各種ヘッド、ノズル等を直接取り付ける配管を除く。）の接続工事又は加圧送水装置の設置工事をしようとする日
- イ 自動火災報知設備については、受信機を設置しようとする日
- ウ 避難器具については、取り付け金具の設置工事をしようとする日
- (4) 「総合操作盤に関するガイドラインの制定、評価について」（平成5年5月24日付消防予第165号）に基づく総合操作盤の評価を受けた防火対象物にあつては、自動火災報知設備の着工届の提出に関して、添付する概要表のその他欄に評価を受けた旨を記載するとともに、当該総合操作盤に係る評価書の写しを添付すること。

##### 2 設置届等

法第17条の3の2の規定に基づく消防用設備等の設置の届出（以下「設置届」という。）の添付図書及び記載要領については、別表第1-2によること。

- (1) 届出は、防火対象物ごとに、原則として消火設備、警報設備又は避難設備ごと一括して届け出るものであること。なお、消火器と避難器具等については、一括して届け出ることができるものであること。
- (2) 設置届に係る図書で、着工届に添付した図書と同一ものとなる場合は、これを省略できる。なお、その場合は交付した着工届副本の添付図書を設置届副本に添付し、検査済証等と一括して確実に施主に引渡し、保管させること。

##### 3 消防用設備等の軽微な工事に係る運用（に）

平成9年12月5日付け消防予第192号通知に基づき、消防用設備等に係る軽微な工事に係る事務手続きについて次のように運用する。

- (1) 消防用設備等に係る工事を別表 1-3 消防用設備等に係る工事の区分のように区分する。  
同表中、補修及び撤去に該当するものについては、着工届及び設置届を要する工事に該当しない。
- (2) 別表第 1-3 中、増築、移設及び取替えに該当する工事のうち別表 1-4 軽微な工事の範囲に該当するもの（以下「軽微な工事」という。）は、本来着工届を要するところであるが、これを省略することができる。
- (3) 軽微な工事の施工については、甲種消防設備士によるものとする。
- (4) 軽微な工事に係る設置届については、次の図面等を添付するものとする。
  - ア 増設、移設に該当する工事
    - (ア) 防火対象物の概要表、各消防用設備等試験結果報告書、配線の試験結果報告書、仕様書及び計算書
    - (イ) 平面図、立面図、断面図（建築図面に変更がある場合に限る）
    - (ウ) 甲種消防設備士の免状の写し
    - (エ) 設備図面（設備平面図、系統図、配線・配管図、非常電源関係図面等）
  - イ 取替えに該当する工事
    - (ア) アに規定する図面等に変えて、消防用設備等点検結果総括表に取替え箇所を明記した消防用設備等点検結果報告書又はその写し
    - (イ) 取替後の構成部品に係る仕様書等（型式番号等に変更がない場合を除く）
- (5) 軽微な工事に係る設置届に対する検査は、書類審査を原則とし、必要と認める場合は、外観検査及び機能検査を実施する。審査又は検査により基準に適合していると認める場合は、設置届副本に「検査した結果支障ない」旨及び公印を押印し、日付を付して交付する。

別表第 1 - 1

	設 備 の 種 類	添 付 書 類	記 載 要 領 等
消 火 設 備	屋内消火栓設備	1 付近見取図	防火対象物又は製造所等の所在地付近の略図。ただし、敷地が大きい場合は、敷地内の配置図も添付すること。
	スプリンクラー設備	2 防火対象物又は製造所等の概要表	別記様式 1 による。
	水噴霧消火設備		
	泡消火設備	3 消火設備の概要表	別記様式 2、3 又は 4 による。
	屋外消火栓設備	4 平面図	消火設備に係る階の防火区画、各室ごとの用途等を明記したもの及び消火設備等の機器等の配置、配管状況等を明記したもの。
		5 断面図	消火設備の設置に係る階の断面を明記したもの。(居室、天井の構造が立体的なものについてのみ、ヘッド、配管等を設置状況を明記する。)
		6 配管系統図	消火設備の構成、配管の経路、口径等を系統的に明記したもの。なお、配管摩擦損失計算の基礎となる使用管長、管径、管継手、弁類等を明記すること。
		7 配線系統図及び展開図	配線の種類等、電源系統及び配線系統並びに作動順序を示す接続関係を明記したもの。なお、感知器等と連動した自動起動方式及び予作動式のスプリンクラー設備は、連動の系統等、信号系統を明記した図書を添付すること。
		8 計算図及び仕様書	次に掲げる事項を明記したもの なお、算出に用いる各種係数の根拠を明記すること。 (ア) 所要の水量又は消火薬剤量等の算出方法 (イ) 加圧送水装置、加圧ガス容器等の容量の算出方法 (ポンプ試験成績表を含む。) (ウ) 配管、継手、弁類等の摩擦損失の計算を含む所要揚程等の算出方法 (エ) 電動機等の所要容量の算出方法 (オ) 非常電源の容量の算出方法
	9 使用機器図	加圧送水装置、ノズル、ホース、弁、警報装置、ヘッド等に使用されている機器 (検定品を除く。) 及び非常電源に係る機器の詳細を明記したもの。	

消火設備	<p>ガス系消火設備</p> <p>粉末消火設備</p>	<p>前記を準用するほか、次による。</p> <p>1 防護区画一覧図</p> <p>2 ダクト系統図</p> <p>3 自動起動系統図</p>	<p>「配管系統図」は、全体系統図のほかに貯蔵ボンベ室の平面系統図を添付し、起動ボンベ、操作導管、逆止弁、安全装置、容器弁等を明示すること。</p> <p>「自動起動系統図」には、自動起動のもののみ、連動の状態を明記した図面添付すること。</p>
警報設備	<p>自動火災報知設備</p> <p>ガス漏れ火災警報設備</p> <p>消防機関へ通報する火災報知設備 (火災通報装置)</p>	<p>1 付近見取図</p> <p>2 防火対象物又は製造所等の概要表</p> <p>3 警報設備の概要表</p> <p>4 平面図</p> <p>5 断面図</p> <p>6 配線図（電源系統図、設備系統図、設備図）</p>	<p>消火設備に準ずる。</p> <p>別記様式1による。</p> <p>別記様式5、6又は7による。なお、音声警報機能付の非常放送設備を設置し、地区音響装置を省略する場合は、その旨を記入する。</p> <p>警報設備の設置に係る会の防火区画、各室ごとの用途等を明記したもの及び警報設備等の機器等の配置、配線状況等を明記したもの。</p> <p>警報設備に設置に係る階の断面を明記したもの。(各室の用途、間仕切壁、開口部の状況、建築物の屋根の傾斜、梁の深さ、天井の形状等を記入する。)</p> <p>電線管の口径、配線本数、電線路の立上がり、警戒区域等を明記したもの。</p> <p>「電源系統図」には、常用電源又は非常電源から消防用設備等に至る配線の概要を明記すること。</p> <p>「設備系統図」には、電線管の口径、配線本数、電線路の立上り、引下げ、警戒区域、受信機、中継器、機器収容箱、副受信機の配置状況を階別、系統図に明記すること。</p> <p>「設備図」には、室名及び設備系統図を構成する機器、配線を平面図に明記し、消火設備等の設置により感知器が省略されている部分は、図面にその旨を明記すること。</p>

避難設備	<p>金属製避難はしご (固定式のものに 限る。)</p> <p>救助袋</p> <p>緩降機</p>	<p>1 付近見取図・配置 図</p> <p>2 設備の概要表</p> <p>3 平面図</p> <p>4 立面図</p> <p>5 避難器具の設計図</p> <p>6 計算書</p>	<p>消火設備に準ずるほか、避難器具を設置する場所付近に避難器具の使用又は設置障害となるおそれがあるかどうか判断できるもの。(例 建築物の位置、他の建築物との別、建築物の各部分と敷地に接する道路の位置及び幅員等)</p> <p>別記様式8による。</p> <p>「平面図」には、設置位置を記入する。</p> <p>「立面図」には、外壁面に設置階から避難階までの動線を記入する。</p> <p>「避難器具の設計図」には、避難器具を取り付ける開口部の詳細、避難器具の取り付け器具及び取り付ける部分の詳細を明記したもの。</p> <p>避難器具の取付金具及び取り付ける部分の強度の算出方法を明記したもの。</p>
消火設備	非常電源	<p>1 非常電源の概要表</p> <p>2 配置図</p> <p>3 構造図</p> <p>4 接続図</p> <p>5 仕様書及び計算書</p>	<p>別記様式9, 10又は11によること。 「配置図」には、次の内容を明記すること。 (1) 設置する場所とその周囲(平面図) (2) 設置する場所(区画)の構造(室内仕上表, 出入口, 開口部等の位置及び材質) (3) 換気装置(ダクトを含む。)の位置・構造 (4) 機器及び配線の位置並びに相互の距離(平面図)</p> <p>「構造図」には、次の内容を明記すること。 機器の姿図又は外観図。ただし、内容が確認できるカタログに代えることができる。</p> <p>「接続図」には、配線系統図, 作業順序を示すフローチャート等を添付すること。 「仕様書」は、概要表又はカタログ等に代えることができる。 「計算書」には、発電容量の算定、換気量等を添付すること。 ※認定品を使用した場合は、認定証書の写しを添付すること。</p>

別表第 1 - 2

設 備 の 種 類	添 付 書 類	記 載 要 領 等
消 火 器	1 防火対象物又は製造所等の概要表 2 設備の概要表 3 平面配置図 4 仕様書（パンフレット）及び能力単位計算書	別記様式 1 による。  別記様式 1 2 による。なお、試験結果報告書の添付をもって代えることができる。  「能力単位計算書」は試験結果報告書備考欄に記載してあれば、別葉でなくても支障ない。
消 防 用 水 連 結 散 水 設 備 連 結 送 水 管	1 防火対象物又は製造所等の概要表  2 設備概要表  3 平面図及び断面図等  4 配管系統図  5 配管系統図及び展開図  6 仕様書及び計算書  7 使用機器図	別記様式 1 による。  「設備概要表」は、試験結果報告書の添付をもって代えることができる。  「断面図」には、居室、天井の構造が立体的なものについてのみ、配管等の設置状況について明記すること。  「配管系統図」には、配管摩擦損失計算の基礎となる使用管長、管径、管継手、弁類等を明記すること。 なお、平面配管系統図は、平面図に記載することができる。  ※連結送水管においては、設計送水圧力計算書を添付すること。  「連結送水管の試験結果報告書」は、配管耐圧試験欄及び放水試験欄を空欄とし、消防検査時に行った結果を記載し、後日、届出ることができる。

<p>非常警報設備</p>	<p>1 防火対象物又は製造所等の概要表</p> <p>2 設備概要表</p> <p>3 平面図</p> <p>4 配線図（電源系統図、設備系統図及び設備図）</p> <p>5 非常電源（別置型に限る。）</p> <p>(1) 非常電源設置場所の平面図及び展開図</p> <p>(2) 非常電源の配線図及び展開図</p> <p>(3) 非常電源の仕様書</p> <p>(4) 非常電源の使用機器図</p>	<p>別記様式1による。</p> <p>「設備概要表」は、試験結果報告書の添付をもって代えることができる。</p> <p>「配線図」は、電気系統図、設備系統図、設備図の順とし次によること。</p> <p>(1)「電気系統図」には、非常電源又は非常電源から消防用設備等に至る配線の概要を明記すること。</p> <p>(2)「設備系統図」には、電源管の口径、配線本数、電線路の立上がり・引下げ、機器収容箱の配置状況を明記すること。</p> <p>(3)「設備図」には、室名及び設備系統を構成する機器、配線当を平面的に明記すること。</p> <p>(4)「非常電源設置場所の平面図及び展開図」には、設置場所とその周辺、機器の配置を明記すること。</p> <p>(5)「非常電源の配線図及び展開図」は、単線又は三線結線図及び制御回路図とすること。</p> <p>(6)「非常電源の仕様書」には、設備の機器の説明、要領算定等について明記すること。</p> <p>(7)「非常電源の使用機器図」には、主たる機器の姿図、外観図を明記すること。</p> <p>ただし、これらを記載したカタログ等が添付されている場合はこの限りでない。</p>
---------------	--	--

すべり台 すべり棒 避難ロープ 避難はしご（固定式のものを除く。） 避難橋 避難タラップ	1 設備の概要表 2 配置図 3 平面図 4 立面図 5 避難器具の設計図及び構造計算書	別記様式 1 3 による。 「配置図」には、敷地内における建築物の位置、他の建築物との別、建築物の各部分と敷地に接する道路の位置及び幅員を記入する。 「平面図」には、設置位置を記入する。 「立面図」には、外壁面に設置階から避難階までの動線を記入する。 「避難器具の設計図」には、避難器具を取り付ける開口部の詳細、避難器具の取付金具及び取り付ける部分の詳細を記入する。 「構造計算書」には、避難器具の取付金具及び取り付ける部分の強度の算出方法を記入する。
誘導灯及び誘導標識	1 設備の概要表 2 平面図 3 配線系統図 4 仕様書及び計算書 5 非常電源	別記様式 1 4 によること。 「平面図」には、誘導灯又は誘導標識の設置位置、誘導灯の種類及び大きさ（A 級，B 級，C 級）等を明記すること。また、特例が適用された部分には、その旨を表示すること。 「配線系統図」には、分電盤等からの配線方法（大きさ、種類等）、使用電源及び工事方法を明記すること。 「仕様書」には、誘導灯の姿図、種類、非常電源の内蔵、別置の別その他必要な事項を明記すること。連動式誘導灯を設置する場合は、動作内容を明記すること。なお、仕様書の記載されたカタログ等に代えることができる。 「非常電源」は、別表第 1-1 消火設備欄の非常電源の例によること。（別置に限る。）

<p>排 煙 設 備</p>	<p>1 防火対象物の概要表</p> <p>2 平面図</p> <p>3 ダクト系統図</p> <p>4 配線図</p> <p>5 仕様書及び計算書</p> <p>6 非常電源</p>	<p>別記様式1による。</p> <p>「平面図」には、排煙区域、空気流入口、排煙口及び手動起動装置の位置を明記すること。</p> <p>「ダクト系統図」には、階別の平面系統及び立面系統を明記すること。ただし、平面系統については平面図に明記することができる。</p> <p>「仕様書」には、設備の概要及び使用機材機能、構造等を明記すること。</p> <p>「非常電源」は、別表第1-1消火設備欄の非常電源の例によること。</p>
<p>非常コンセント</p>	<p>1 防火対象物の概要表</p> <p>2 平面図</p> <p>3 立面図</p> <p>4 配線系統図</p>	<p>別記様式1による。</p> <p>「平面図」には、設置位置を明記すること。</p> <p>「立面図」には、次の内容を明記すること。</p> <p>(1) 設置する位置の断面図</p> <p>(2) 箱体の立面図</p> <p>(3) 箱内の器具の配置状況</p> <p>「配線系統図」には、次の内容を明記すること。</p> <p>(1) 常用及び非常電源の配線</p> <p>(2) 開閉器等の位置、種類、容量等</p>

無線通信補助装置	5 仕様書	「仕様書」には、非常コンセントの種類、容量及び非常コンセント箱の構造、材質等を明記すること。なお、仕様書に記載されたカタログに代えることができる。 「非常電源」は、別表第 1-1 消火設備欄の非常電源の例によること。
	6 非常電源	
	1 案内図 2 防火対象物の概要表 3 平面図	別記様式 1 による。
	4 設備系統図	「平面図」には、設備平面図と兼ねることができ、設備系統を構成する機器、電線等を平面的に明記すること。
	5 使用機器図	「設備系統図」には、配線の立上り、引下げ及び機器の配置状況等について階別、系統別に明記し、各機器（構成部品）における損失・利得及び輻射レベルを併記すること。  「使用機器図」には、保護箱、混合器、分配器、空中線等の各機器の姿図、展開図、仕様等を明記すること。

- 1 各設備の案内図は、防火対象物の使用開始届等の案内図をもって代えることができる。
- 2 省令第 31 条の 3 の第 1 項に基づく消防用設備等点検結果報告書は、平成元 12 月 1 日付消防庁告示第 4 号によること。

別表第1-3 消防用設備等に係る工事の区分（に）

区分	工事の内容
新設	防火対象物（新築のものを含む。）に従前設けられていない消防用設備等を新たに設けることをいう。
増設	防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を加えることをいう。
移設	防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の全部又は一部の設置位置を変えることをいう。
取替え	防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を既設のものと同等の種類、機能・性能等を有するものに交換することをいう。
改造	防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加若しくは交換し、又は取り外して消防用設備等の構成、機能・性能等を変えることをいい、「取替え」に該当するものを除く。
補修	防火対象物に設置されている消防用設備等について、変形、損傷、故障個所などを元の状態又はこれと同等の構成、機能・性能等を有する状態に修復することをいう。
撤去	防火対象物に設置されている消防用設備等について、その全部を当該防火対象物から取り外すことをいう。

別表 1 - 4 軽微な工事の範囲 (に)

消防用設備等の種類	増設	移設	取替え
屋内消火栓設備 屋外消火栓設備	①消火栓箱 → 2基以下で既設と同種類のものに限る → 加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズ及び警戒範囲に影響を及ぼさないものに限る。	①消火栓箱 → 同一の警戒範囲内での移設	加圧送水装置を除く構成部品
スプリンクラー設備	①ヘッド → 5個以下で、既設と同種類のもので、かつ、散水障害がない場合に限る。 → 加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。 ②補助散水栓箱 → 2個以下で既設と同種類のものに限る。	①ヘッド → 5個以下で防護範囲が変わらない場合に限る。 ②補助散水栓箱 → 同一警戒範囲内での移設	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
水噴霧消火設備	①ヘッド → 既設と同種類のもの → 1の選択弁において5個以内 → 加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。	①ヘッド → 1の選択弁において2個以内 ②手動起動装置 → 同一放射区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
泡消火設備	①ヘッド → 既設と同種類のもの → 1の選択弁において5個以内 → 加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズ、泡混合装置、泡消火剤貯蔵量等の能力に影響を及ぼさないものに限る。	①ヘッド → 1の選択弁において5個以下で警戒区域の変更のない範囲 ②手動起動装置 → 同一放射区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。	加圧送水装置（制御盤を含む）、泡消火剤混合装置、減圧弁、圧力調整弁を除く構成部品

<p>不活性ガス 消火設備、 ハロゲン化 物消火設 備、粉末消 火設備</p>	<p>①ヘッド・配管（選択弁の二次側に限る） → 既設と同種類のもの → 5個以下で薬剂量、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。 ②ノズル → 既設と同種類のもの → 5個以下で薬剂量、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。 ③移動式の消火設備 → 既設と同種類のもの → 同一室内に限る。 ④制御盤、操作盤等の電気機器、起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置 → 既設と同種類のもの → 同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る。</p>	<p>①ヘッド・配管（選択弁の二次側に限る） → 5個以下で放射区域の変更のない範囲 ②ノズル → 5個以下で放射区域の変更のない範囲 ③移動式の消火設備 → 同一室内に限る。 ④制御盤、操作盤等の電気機器、起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置 → 同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る。</p>	<p>すべての構成部分 → 放射区画に変更のないものに限る。</p>
<p>自動火災報 知設備</p>	<p>①感知器 → 既設と同種類のもの → 10個以下 ②発信機、ベル、表示灯 → 既設と同種類のもの → 同一警戒区域内に限る。</p>	<p>①感知器 → 10個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。 ②発信機、ベル、表示灯 → 同一警戒区域に限る。</p>	<p>①感知器 → 10個以下 ②受信機、中継器 → 7回線を超えるものを除く。 ③発信機、ベル、表示灯</p>
<p>ガス漏れ火 災警報設備</p>	<p>①検知器 → 既設と同種類のもの → 5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。</p>	<p>①検知器 → 5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。</p>	<p>受信機を除く。</p>
<p>避難器具 (金属製避難はしご (固定式のものに限る。)) (救助袋) (緩降機)</p>	<p>該当なし</p>	<p>①本体・取付器具 → 同一階に限る。 → 設置時と同じ施工方法に限る。</p>	<p>①標識 ②本体・取付金具 → 設置時と同じ施工方法に限る。</p>